



平成 28 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社東理ホールディングス  
 コード番号 (5856) 上場取引所 東証第 2 部  
 代表者名 代表取締役社長 福村 康廣  
 問合せ先 取締役副社長 藤原 克英  
 T E L (03) 5524-7851

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 12 月 22 日開催の取締役会において、平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により新たに創設された監査等委員会設置会社に移行する方針を決定致しました。それに伴い、本日(平成 28 年 5 月 16 日)開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の当社第 12 回定時株主総会におきまして、下記のとおり、「定款の一部変更の件」を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 取締役の員数を合理的な範囲とするため、変更案第 18 条のとおり員数に上限を設けるものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会	第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会

現行定款	変更案
<p>(2) 監査役  <u>(3) 監査役会</u>  <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第16条 (条文省略)</p> <p>第17条 株主総会の議事については、開催日及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した取締役その他会社法施行規則第72条第3項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、<u>議長及び出席した取締役並びに監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>3名以上</u>とする。  (新設)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。  (2. ～3. 条文省略)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に</p>	<p>(2) <u>監査等委員会</u>  (削除)  <u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第16条 (現行どおり)</p> <p>第17条 株主総会の議事については、開催日及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した取締役その他会社法施行規則第72条第3項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、株主総会の日から10年間本店に備え置く。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>12名以内</u>とする。  <u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会において選任する。  (2. ～3. 現行どおり)</p> <p>第20条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を</u></p>

現行定款	変更案
<p>終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(2. 条文省略)</p> <p>3. 取締役会の決議により、代表取締役のほか、当社の業務を執行する取締役若干名を選定することができる。</p>	<p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(2. 現行どおり)</p> <p>3. 取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役のほか、当社の業務を執行する取締役若干名を選定することができる。</p>
<p>第22条 (条文省略)</p>	<p>第22条 (現行どおり)</p>
<p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意が</p>	<p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、</p>

現行定款	変更案
<p>あるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第 24 条～第 25 条 (条文省略)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>第 28 条 取締役会の議事については、開催日及び場所、議事の経過の要領及びその他の結果、決議を要する事項について特別の利害関係を有する取締役の氏名等その他会社法施行規則第 101 条第 3 項で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役並びに監査役が署名若しくは記名押印又は電子署名をし、取締役会の日から 10 年間本店に備え置く。</p> <p>2. 第 24 条により取締役会の決議を省略するときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を</p>	<p>招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 24 条 <u>取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 25 条～第 26 条 (現行どおり)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>第 29 条 取締役会の議事については、開催日及び場所、議事の経過の要領及びその他の結果、決議を要する事項について特別の利害関係を有する取締役の氏名等その他会社法施行規則第 101 条第 3 項に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役が<u>これに署名若しくは記名押印</u>又は電子署名をし、取締役会の日から 10 年間本店に備え置く。</p> <p>2. 第 25 条により取締役会の決議を省略するときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提</p>

現行定款	変更案
<p>提案した取締役の氏名、決議があったものとみなされた日等会社法施行規則第101条第4項第1号で定める事項を議事録に記載又は記録し、第24条の意思表示を記載した書面又は電磁的記録と、決議があったものとみなされた日から10年間本店に備え置く。</p>	<p>案した取締役の氏名、決議があったものとみなされた日等会社法施行規則第101条第4項第1号に定める事項を議事録に記載又は記録し、第25条の意思表示を記載した書面又は電磁的記録と、決議があったものとみなされた日から10年間本店に備え置く。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第29条</u> 当社の監査役は、3名以上とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第30条</u> 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 <u>監査役</u>の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第31条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期</u>は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第32条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第33条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>前までに各監査役に対して発する。</u> <u>ただし、緊急の必要があるときは、</u> <u>この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招</u> <u>集の手続きを経ないで監査役会を開</u> <u>催することができる。</u></p>	
<p><u>第34条 監査役会に関する事項は、法令又は</u> <u>本定款のほか、監査役会において定</u> <u>める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議</u> <u>によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規</u> <u>定により、任務を怠ったことによる</u> <u>監査役（監査役であった者を含む。）</u> <u>の損害賠償責任を、法令の限度にお</u> <u>いて、取締役会の決議によって免除</u> <u>することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規</u> <u>定により、監査役との間に、任務を</u> <u>怠ったことによる損害賠償責任を限</u> <u>定する契約を締結することができ</u> <u>る。ただし、当該契約に基づく責任</u> <u>の限度額は、法令の規定する額とす</u> <u>る。</u></p>	(削除)
<p><u>第37条 監査役会の議事については、会社法</u> <u>第393条及び会社法施行規則第</u> <u>109条に定める事項を議事録に記</u> <u>載又は記録し、出席した監査役が署</u> <u>名若しくは記名押印又は電子署名を</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>し、監査役会の日から10年間本店に備え置く。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p><u>第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>第31条 監査等委員会は、各監査等委員が招集し、あらかじめ監査等委員会で定めた取締役が議長となる。</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p><u>第34条 監査等委員会の議事については、開催日及び場所、議事の経過の要領及びその他の結果、決議を要する事項について特別の利害関係を有する監査等委員の氏名等その他会社法施行規則第110条の3第3項に定める</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>38</u>条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第<u>39</u>条～第<u>42</u>条（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p style="text-align: center;"><u>事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、監査等委員会の日から10年間本店に備え置く。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>35</u>条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第<u>36</u>条～第<u>39</u>条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;"><u>（附則）</u></p> <p><u>当社は、第12回定時株主総会終結前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

### 3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年6月24日（金）予定

定款変更の効力発生日 平成28年6月24日（金）予定

以上